

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月25日
【会社名】	株式会社プロパスト
【英訳名】	PROPERST CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 津江 真行
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目30番1号
【電話番号】	03 - 6853 - 3100（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 齊藤 友子
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目30番1号
【電話番号】	03 - 6853 - 3100（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 齊藤 友子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 300,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年8月25日開催の債権者集会において当社の民事再生手続における再生計画案が可決されたこと、同債権者集会において東京地方裁判所の許可を得て再生計画案の変更を行ったこと、及び同日付で東京地方裁判所において当該再生計画の認可決定が出されたことに伴い、平成22年7月30日に提出した有価証券届出書、並びに平成22年8月9日、平成22年8月17日及び平成22年8月19日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
- (2) 募集の条件

募集又は売出しに関する特別記載事項

(1) 全体方針

法人税の還付と同還付金残金を原資とした弁済について
前代表取締役森俊一氏の私財を原資とした弁済について
債務免除の実施及び債務超過の解消
本優先株式第三者割当の実施
減資等の実施

株主責任

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 1 割当予定先の状況
- c. 割当予定先の選定理由
- 3 発行条件に関する事項
- (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	75,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。 当社は単元株式制度を採用していません。

(注) 1 平成22年7月30日(金)付の取締役会決議によります。なお、本第三者割当による新株式の発行については、平成22年8月17日(火)開催の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の特別決議による承認が得られること、当社の民事再生手続における再生計画案(以下「本再生計画案」といいます。)が平成22年8月25日(水)開催予定の債権者集会において可決され、かつ、当該再生計画(以下、当該債権者集会において可決された後の当該再生計画を「本再生計画」といいます。)について東京地方裁判所において認可決定が出された後、当該認可決定が確定すること、及び当社普通株式の上場が維持されていることが条件とされておりますが、平成22年8月17日開催の本定時株主総会において本第三者割当による新株式の発行が特別決議により承認されました。

<後略>

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	75,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。 当社は単元株式制度を採用していません。

(注) 1 平成22年7月30日(金)付の取締役会決議によります。なお、本第三者割当による新株式の発行については、平成22年8月17日(火)開催の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の特別決議による承認が得られること、当社の民事再生手続における再生計画案(以下「本再生計画案」といいます。)が平成22年8月25日(水)開催の債権者集会において可決され、かつ、当該再生計画(以下、当該債権者集会において可決された後の当該再生計画を「本再生計画」といいます。)について東京地方裁判所において認可決定が出された後、当該認可決定が確定すること、及び当社普通株式の上場が維持されていることが条件とされておりますが、平成22年8月17日開催の本定時株主総会において本第三者割当による新株式の発行が特別決議により承認され、また、平成22年8月25日開催の債権者集会において本再生計画案が可決され、同日付で東京地方裁判所において本再生計画の認可決定が出されました。

<後略>

2【株式募集の方法及び条件】

(2)【募集の条件】

(訂正前)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
4,000	2,000	1株	平成22年10月1日	該当事項なし	平成22年10月1日

(注)1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込期間及び払込期日は、当社の民事再生手続における本再生計画案が平成22年8月25日(水)開催予定の債権者集会において可決され、かつ、同日、本再生計画について東京地方裁判所において認可決定が出された後、平成22年9月25日(土)に当該認可決定が確定することを想定して設定しております。

<後略>

(訂正後)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
4,000	2,000	1株	平成22年10月1日	該当事項なし	平成22年10月1日

(注)1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込期間及び払込期日は、当社の民事再生手続における本再生計画案が平成22年8月25日(水)開催の債権者集会において可決され、かつ、同日、本再生計画について東京地方裁判所において認可決定が出された後、平成22年9月25日(土)に当該認可決定が確定することを想定して設定してはりましたが、平成22年8月25日開催の債権者集会において本再生計画案が可決され、同日付で東京地方裁判所において本再生計画の認可決定が出されました。

<後略>

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(1) 全体方針

(訂正前)

法人税の還付と同還付金残金を原資とした弁済について

当社は、裁判所から再生手続開始の決定がなされた後、直ちに、欠損金の繰戻しによる法人税の還付を請求し、5,350百万円の法人税還付金を受領することを見込んでおりましたところ、平成22年6月30日に渋谷税務署より還付金額を5,350百万円とする法人税額等の更正通知書を受領いたしました。そこで、当該還付金をまず滞納している租税債務（延滞税を含みます。）の支払い及び予定納税資金に充てることとし、その残額の3分の2に下記の前代表取締役森俊一氏からの70百万円の私財提供分を加えた金額を弁済原資として、債権者に弁済を行うことを予定しております。また、当該還付金の残余（上記残額の3分の1）については当社の運転資金として活用させていただく所存です。なお、公租公課の滞納が解消されることにより、租税債権者による差押えは解放され、当社は事業の継続が可能となります。

前代表取締役森俊一氏の私財を原資とした弁済について

本再建計画においては、再生手続開始申立てに至った責任を明確化する観点から、当社が当社前代表取締役森俊一氏より、債権者に対する弁済原資として70百万円の贈与を受けることとし、当社は当該70百万円を債権者に対する弁済原資に充てることを予定しております。

債務免除の実施及び債務超過の解消

当社は、上記のとおり、平成22年5月期第3四半期において36,412百万円、同年5月期末において30,091百万円という大幅な債務超過に陥っており、かかる債務超過を解消するためには、債権者の皆様に債務超過に相当する金額の金融支援をいただくことが必要となっております。そこで、債権者の皆様に対しては、無担保債権について、本再生計画に基づき、民事再生手続に従った債務免除をお願いする予定です（ただし、弁済した部分及びDESのために現物出資した部分は除きます。なお、不動産等によって担保されている別除権付再生債権については、確定した別除権不足額（別除権の目的物からの弁済を受けることができない債権の額）が無担保債権となります。）。

本優先株式第三者割当の実施

<前略>

最終的に発行する第1種優先株式の数にもよりますが、本優先株式第三者割当により、潜在的には既存株主の普通株式が約200%希釈化されることが想定され、本第三者割当による希釈化率を合わせますと、約221.6%の希釈化が生じる可能性があります。なお、本優先株式第三者割当につきましては、本定時株主総会において、株主の皆様により第1種優先株式に関する定款変更及び特に有利な価格をもって発行すること等に係るご承認が得られること並びに当社の民事再生手続における本再生計画案に係る再生計画認可決定が確定することを条件として、平成22年10月末ころに実施することを想定しておりましたが、平成22年8月17日開催の本定時株主総会において第1種優先株式に関する定款変更及び特に有利な価格をもって発行することについて承認可決されました。また、本優先株式第三者割当は、再生債権を現物出資することにより行われるため、割当ての対象となる債権者が当社との間で株式引受契約を締結することも、当該債権者への第1種優先株式の割当てを行う前提条件となります。

減資等の実施

本第三者割当、債務免除（上記）及び本優先株式第三者割当（上記）を実施したとしても、多額の資本の欠損が存在したままでは分配可能額が発生する見込みがないことから、当社は、優先株主を含む全株主の皆様への配当を容易にするために、資本金及び資本準備金の額の減少を実施することを計画しており、減資については、平成22年6月21日付で、東京地方裁判所に対して減資を定める本再生計画案提出の許可申請を行い、同日、同裁判所から許可を得ております。したがって、減資を定める本再生計画案について裁判所の認可決定がなされ、それが確定すれば、資本金の額は4,100百万円減少されることとなります。ただし、当該減資の時期は平成23年5月31日を予定しておりますので、本第三者割当及び本優先株式第三者割当（上記）の実行により、減少前の資本金の額は現在の当社の資本金の額である4,169百万円とは異なる予定です。また、当該減資につきましては、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみ減少する方法を予定しており、いわゆる100%減資には該当しません。資本準備金の減少については、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て実行することを予定しておりましたが、平成22年8月17日開催の本定時株主総会において承認可決され、平成22年8月17日付で実行されました。なお、これらの減資・減準備金に加えて、第1種優先株式の発行に伴い増加する資本金及び資本準備金についても、会社法所定の手続を経た上で減少させます。

株主責任

本第三者割当及び本優先株式第三者割当(上記)を行った場合、上場廃止基準に反しない範囲(希釈化率300%以内の範囲)で、潜在ベースでの議決権の希釈化が生じることになります。既存株主の皆様には一定の株主責任を負担していただくことになり、大変なご負担とご迷惑をおかけするものではありませんが、本第三者割当及び本優先株式第三者割当は、本再生計画について債権者の皆様の賛同を得て、当社の事業を継続するために必要なものと考えております。なお、既存株主が保有する株式全部の無償取得(いわゆる100%減資)や株式併合は予定しておりません。

(訂正後)

法人税の還付と同還付金残金を原資とした弁済について

当社は、裁判所から再生手続開始の決定がなされた後、直ちに、欠損金の繰戻しによる法人税の還付を請求し、5,350百万円の法人税還付金を受領することを見込んでおりましたところ、平成22年6月30日に渋谷税務署より還付金額を5,350百万円とする法人税額等の更正通知書を受領いたしました。そこで、当該還付金をまず滞納している租税債務(延滞税を含みます。)の支払い及び予定納税資金に充てることとし、その残額の3分の2に下記の前代表取締役森俊一氏からの70百万円の私財提供分を加えた金額を弁済原資として、債権者に弁済を行います。また、当該還付金の残余(上記残額の3分の1)については当社の運転資金として活用させていただきます。なお、公租公課の滞納が解消されることにより、租税債権者による差押えは解放され、当社は事業の継続が可能となります。

前代表取締役森俊一氏の私財を原資とした弁済について

本再建計画においては、再生手続開始申立てに至った責任を明確化する観点から、当社が当社前代表取締役森俊一氏より、債権者に対する弁済原資として70百万円の贈与を受けることとし、当社は当該70百万円を債権者に対する弁済原資に充てます。

債務免除の実施及び債務超過の解消

当社は、上記のとおり、平成22年5月期第3四半期において36,412百万円、同年5月期末において30,091百万円という大幅な債務超過に陥っており、かかる債務超過を解消するためには、債権者の皆様に債務超過に相当する金額の金融支援をいただくことが必要となっております。そこで、債権者の皆様に対しては、無担保債権について、本再生計画に基づき、民事再生手続に従った債務免除をお願いしておりましたが、平成22年8月25日開催の債権者集会において本再生計画案が可決され、同日付で東京地方裁判所において本再生計画の認可決定が出されましたので、本再生計画の定めに従い、平成22年10月31日(ただし、平成22年10月31日に本再生計画案に係る再生計画認可決定が未だ確定していないときは、再生計画認可決定が確定した日)を効力発生日として債務免除が実施されます(ただし、弁済した部分及びD E Sのために現物出資した部分は除きます。なお、不動産等によって担保されている別除権付再生債権については、確定した別除権不足額(別除権の目的物からの弁済を受けることができない債権の額)が無担保債権となります。)

本優先株式第三者割当の実施

<前略>

最終的に発行する第1種優先株式の数にもよりますが、本優先株式第三者割当により、潜在的には既存株主の普通株式が約200%希釈化されることが想定され、本第三者割当による希釈化率を合わせますと、約221.6%の希釈化が生じる可能性があります。なお、本優先株式第三者割当につきましては、本定時株主総会において、株主の皆様により第1種優先株式に関する定款変更及び特に有利な価格をもって発行すること等に係るご承認が得られること並びに当社の民事再生手続における本再生計画案に係る再生計画認可決定が確定することを条件として、平成22年10月末ころに実施することを想定しておりましたが、平成22年8月17日開催の本定時株主総会において第1種優先株式に関する定款変更及び特に有利な価格をもって発行することについて承認可決され、また、平成22年8月25日付で東京地方裁判所において本再生計画案に係る再生計画認可決定が出されました。また、本優先株式第三者割当は、再生債権を現物出資することにより行われるため、割当ての対象となる債権者が当社との間で株式引受契約を締結することも、当該債権者への第1種優先株式の割当てを行う前提条件となります。

減資等の実施

本第三者割当、債務免除(上記)及び本優先株式第三者割当(上記)を実施したとしても、多額の資本の欠損が存在したままでは分配可能額が発生する見込みがないことから、当社は、優先株主を含む全株主の皆様への配当を容易にするために、資本金及び資本準備金の額の減少を実施することを計画しており、減資については、平成22年6月21日付で、東京地方裁判所に対して減資を定める本再生計画案提出の許可申請を行い、同日、同裁判所から許可を得ております。したがって、減資を定める本再生計画案について裁判所の認可決定がなされ、それが確定すれば、資本金の額は4,100百万円減少されることとなりますが、平成22年8月25日付で東京地方裁判所において本再生計画の認可決定が出されました。ただし、当該減資の時期は平成23年5月31日としておりますので、本第三者割当及び本優先株式第三者割当(上記

)の実行により、減少前の資本金の額は現在の当社の資本金の額である4,169百万円とは異なる予定です。また、当該減資につきましては、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみ減少する方法を予定しており、いわゆる100%減資には該当しません。資本準備金の減少については、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て実行することを予定しておりましたが、平成22年8月17日開催の本定時株主総会において承認可決され、平成22年8月17日付で実行されました。なお、これらの減資・減準備金に加えて、第1種優先株式の発行に伴い増加する資本金及び資本準備金についても、会社法所定の手続を経た上で減少させます。

株主責任

本第三者割当及び本優先株式第三者割当(上記)を行った場合、上場廃止基準に反しない範囲(希釈化率300%以内の範囲)で、潜在ベースでの議決権の希釈化が生じることになります。既存株主の皆様には一定の株主責任を負担していただくことになり、大変なご負担とご迷惑をおかけするものではありませんが、本第三者割当及び本優先株式第三者割当は、本再生計画について債権者の皆様の賛同を得て、当社の事業を継続するために必要なものと考えておりましたが、平成22年8月25日開催の債権者集会において本再生計画案が可決されました。なお、既存株主が保有する株式全部の無償取得(いわゆる100%減資)や株式併合は予定しておりません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

c. 割当予定先の選定理由

（訂正前）

<前略>

本再建計画については、平成22年4月ころから民事再生手続開始申立てまでの間に、金融機関等の大口債権者を対象に説明を行っており、民事再生手続の下で本再建計画を進めることに関して、既に多数の債権者の同意を取得しております。また、民事再生手続における本再生計画案は、本再建計画において遂行していく事項を民事再生法の定めに従って規定したものであり、その基本方針として、強い収益力がある当社のコアビジネスであるデザインマンション事業につき、従前より高い評価を頂いていた企画力、デザイン力、販売力を最大限に活用することで企業価値を高め、地域社会と融合した開発を行うことで社会に貢献できる不動産開発業者として再生を果たすことを掲げております。当社は、本再生計画案におけるかかる基本方針を実現し、当社の財務内容の抜本的な改善を図るべく、本再生計画に基づき、債務免除と併せて、100万円を超える再生債権を有する再生債権者を対象としたD E Sによる本優先株式第三者割当を行う予定であります。

<後略>

（訂正後）

<前略>

本再建計画については、平成22年4月ころから民事再生手続開始申立てまでの間に、金融機関等の大口債権者を対象に説明を行っており、民事再生手続の下で本再建計画を進めることに関して、既に多数の債権者の同意を取得しております。また、民事再生手続における本再生計画案は、本再建計画において遂行していく事項を民事再生法の定めに従って規定したものであり、その基本方針として、強い収益力がある当社のコアビジネスであるデザインマンション事業につき、従前より高い評価を頂いていた企画力、デザイン力、販売力を最大限に活用することで企業価値を高め、地域社会と融合した開発を行うことで社会に貢献できる不動産開発業者として再生を果たすことを掲げております。当社は、本再生計画案におけるかかる基本方針を実現し、当社の財務内容の抜本的な改善を図るべく、本再生計画に基づき、債務免除と併せて、100万円を超える再生債権を有する再生債権者を対象としたD E Sによる本優先株式第三者割当を行います。

<後略>

3【発行条件に関する事項】

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

(訂正前)

<前略>

当社は、民事再生手続開始決定を理由として、平成22年5月18日付で法人税の欠損金の繰戻しによる還付を請求しております。当社は、かかる請求による還付金の見込額である5,350百万円を未納租税債権の支払い及び予定納税資金に充てた後、残りの約250百万円（以下「本還付金残金」といいます。）の約3分の2にあたる額を原資として、本再生計画に従い再生債権者に対して現金で弁済を行うこととし、本還付金残金の約3分の1にあたる額は当社の事業における必要最低限の運転資金として用いることを計画しております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

当社は、民事再生手続開始決定を理由として、平成22年5月18日付で法人税の欠損金の繰戻しによる還付を請求しております。当社は、かかる請求による還付金の額である5,350百万円を未納租税債権の支払い及び予定納税資金に充てた後、残りの約341百万円（以下「本還付金残金」といいます。）の約3分の2にあたる額を原資として、本再生計画に従い再生債権者に対して現金で弁済を行うこととし、本還付金残金の約3分の1にあたる額は当社の事業における必要最低限の運転資金として用いることを計画しております。

<後略>